

入札公告

一般競争入札について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年3月6日

群馬県警察本部長

記

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品名 被留置者用糧食の購入（単価契約）
- (2) 品目・規格 入札説明書及び糧食仕様書のとおり
- (3) 数量 入札説明書及び糧食仕様書のとおり
- (4) 履行場所 群馬県警察本部前橋留置施設及び前橋地方検察庁同行室
- (5) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者であり、かつ、令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿に登載予定の者のうち、次に掲げる条件を満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 入札日において県から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を含む毎日において、糧食を納入することができる者であること。
- (7) 1箇月分の試作メニュー表等入札説明書に定められた書類を提出し審査を受けた結果、仕様書どおりの糧食を納入できると認められた者であること。

3 入札の日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和8年3月24日 午前10時30分
- (2) 入札場所 群馬県警察本部地下1階入札室
- (3) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格（契約金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載し、提出すること。

なお、直接持参とし、郵送及びFAX等は認めない。

4 入札説明書等契約条項を示す日時及び場所

- (1) 交付期間 令和8年3月6日から令和8年3月16日までの日（休日条例第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
- (2) 交付場所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

5 その他

- (1) 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を次により提出しなければならない。

なお、提出した書類に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

ア 提出期間 令和8年3月6日から令和8年3月16日までの日（休日条例第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 提出方法 原則、直接持参するものとする。なお、特別な事情がある場合は、担当部局まで問い合わせること。

- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (6) 落札者の決定の方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入札者のうちくじを引かない場合があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (7) 契約手続の変更等 令和8年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合、その他県の都合により、本件契約手続の変更、停止等を行うことがある。
- (8) 落札決定の効果 当該入札の落札決定の効果は、令和8年4月1日に令和8年度予算発効時において効力を生ずる。契約の締結は同日とする。
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。

6 問い合わせ先

〒371-8580

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

電話027-243-0110（内線2214～2216）